

## JSNA における労働時間統計の拡充に係る検討状況

### 1. 検討の背景

国民経済計算の国際基準（1993SNA、2008SNA）においては、生産性の計測のためには労働投入量の捕捉が重要との観点から、その一つとして実労働時間（hours actually worked）の推計・公表の重要性が指摘されている。JSNA においては、現在も仕事ベースの就業者数と雇用者数<sup>1</sup>に加え、仕事ベースの雇用者 1 人当たりの年間実労働時間を推計・公表しているが、経済全体あるいは産業毎の労働投入量、すなわち総実労働時間（＝仕事ベース<sup>2</sup>の就業者数×仕事ベース就業者 1 人当たり実労働時間）をよりの確に捉え、労働生産性等の生産性指標の分析に資するという観点からは、JSNA の中で自営業主を含む就業者ベースでの労働時間統計を整備することが当面重要な課題となっている<sup>3</sup>。以下では、現行 JSNA では推計されていない自営業主・家族従業者<sup>4</sup>（以下、自営業主等という。）の仕事ベースの 1 人当たりの実労働時間の整備に係る検討状況及び課題を整理する。

### 2. 現行 JSNA の労働時間の範囲、自営業主等の労働時間に関する基礎統計の現状

#### (1) 現行 JSNA で推計・公表されている労働時間の範囲

上述のとおり、現行 JSNA においては、就業者のうち雇用者について仕事ベースの 1 人当たりの年間実労働時間を産業別に推計・公表している。

他方、就業者のうち自営業主等の仕事ベースの 1 人当たり年間実労働時間については、自営業主等の仕事ベースの労働時間を捕捉するための基礎資料に以下の(2)に述べるような制約があることから、推計の対象としていない（仕事ベースの人数としては 13%程度（2012 暦年）がカバーされていない）。

#### (2) 各種基礎統計の状況

労働時間を定期的かつある程度包括的に調査している基礎統計は複数存在する（各基礎統計の概略については 5 ページの表を参照）が、JSNA と整合的に仕事ベースで、産業別に自営業主等の実労働時間を推計するためには情報の制約がある。

<sup>1</sup> 国民経済計算の国際基準（1993SNA、2008SNA）においては、法人企業の経営者は雇用者に含まれ、JSNA でもそのように扱っている。

<sup>2</sup> ここで、「仕事ベース」とは、副業を行っている場合、本業、副業をそれぞれ 1 人とカウント、一方、「人ベース」では 1 人とカウントする。

<sup>3</sup> 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月閣議決定）においては、今後 5 年間に講ずる具体的施策の一つとして「労働生産性及び全要素生産性指標を把握するための基礎情報の整備について検討を行う」とされているところ。なお前期計画（平成 21 年 3 月閣議決定）にも同様の施策が盛り込まれていた。

<sup>4</sup> 国民経済計算上の「雇用者」には、家族従業者のうち有給の者は含まれる。以下、特に断りがない限り、「自営業主・家族従業者」という場合の「家族従業者」は無給の者を指す。

具体的には、事業所ベースの統計（「毎月勤労統計」、「賃金構造基本統計」）においては、カバーする労働者は雇用者<sup>5</sup>のみであり、自営業主等は捕捉されていない。また、世帯ベースの統計のうち、「労働力統計」、「国勢統計」においては、自営業主等の人ベースの労働時間は把握できるが、各労働者の副業の労働時間が本業の労働時間と合算されており、産業別に仕事ベースでの自営業主等の労働時間を捕捉することが困難となっている。また、同じく世帯ベースの統計である「就業構造基本統計」（5年ごとの統計）は仕事ベースの統計であり、雇用者に加え自営業主等の労働時間は調査されているものの、本業分のみ労働時間となっている。

### 3. 先行研究等の状況

#### (1) 国内の先行研究

産業別に自営業主等の実労働時間を推計している先行研究（JIP データベース、KEO データベース）では、いずれも利用可能な基礎統計をもとに一定の仮定を置いた推計を行っている。その基本的な枠組みとしては、(1式) のとおり、

- ① 「労働力統計」から産業別に、(人ベースの) 自営業主等の労働時間 $H_{S,i}^{LFS}$ と雇用者の労働時間 $H_{E,i}^{LFS}$ の比率を求め、
- ② これを、「賃金構造基本統計」ないし「毎月勤労統計」等から得られる仕事ベースの雇用者の労働時間 $H_{E,i}^{ES}$ を乗じ、自営業主等の仕事ベースの労働時間 $H_{S,i}$ を推計するというものである。

$$(1式) \quad H_{S,i} = \frac{H_{S,i}^{LFS}}{H_{E,i}^{LFS}} \times H_{E,i}^{ES}$$

$H$ は労働時間、 $i$ は産業、 $S$ は自営業主等、 $E$ は雇用者、 $LFS$ は労働力統計、 $ES$ は事業所ベースの統計（賃金構造基本統計等）を示す。

ここで置かれている仮定は、「就業者本人に質問して得られる産業別の自営業主等と雇用者間の実労働時間の比率（人ベース） $\frac{H_{S,i}^{LFS}}{H_{E,i}^{LFS}}$ は、事業所に質問して得られるであろう産業別の自営業主等と雇用者間の実労働時間の比率（仕事ベース）に等しい」というものである。その留意点としては、(1式) 右辺第1項の比率は「人ベース」で求められ、当該産業 $i$ （調査対象の就業者にとっての本業）の計数の中に他産業での副業分の時間が混在しているのに対し、右辺第2項は事業所から得られる「仕事ベース」の当該産業 $i$ 内での本業・副業を含む労働時間となっているということがある<sup>6</sup>。

<sup>5</sup> 法人企業の経営者を除く。

<sup>6</sup> 例えば、人ベースで自営業主の労働時間をみる場合で、ある産業 $i$ の自営業主が雇用者に比べて、他産業で副業を多く行っているような場合、この副業労働時間分も当該産業 $i$ の労働時間に含まれてしまうので、人ベースの「自営業主等と雇用者の労働時間の比率」が過大になる可能性がある。

## (2) 海外の事例

諸外国の国民経済計算の公表資料によれば、例えばカナダ、オーストラリアでは、自営業主等も含めた産業別の実労働時間が公表されている<sup>7</sup>一方、アメリカでは雇用者の実労働時間が公表され<sup>8</sup>、英国では労働時間は公表されていない模様である。

ここで、自営業主等も含めた実労働時間を推計しているカナダ、オーストラリアでは、産業別に、仕事ベースの就業者数に、世帯調査の労働力調査（LFS）から得られる実労働時間を乗じることで総実労働時間を求めている。ここで、オーストラリアの場合は、LFSで集計される産業別の実労働時間は人ベースであり、仕事ベースにはなっていない（本業と副業の時間が合算され、本業の産業に計上されている）とみられる一方、カナダでは別途の年次基礎統計から仕事ベースへの調整を行っていると思われる。

## 4. 自営業主・家族従業者の年間実労働時間に係る暫定的試算

### (1) 暫定的試算の方針

ここでは、JSNAと整合的に仕事ベースの形で、自営業主等の年間実労働時間の推計を試みるにあたって、既に述べた基礎統計の制約を踏まえ、上記の先行研究を参考に一定の仮定を置いて対応することを検討する。

具体的には、(2式)のとおり、仕事ベースで就業者の本業の労働時間を捕捉している「就業構造基本統計(ESS)」から得られる「仕事ベースの本業の自営業主等の労働時間 $H_{S,i}^{ESS}$ と雇用者の労働時間 $H_{E,i}^{ESS}$ の比率」は、「仕事ベースの本業・副業合計の自営業主等の年間実労働時間 $H_{S,i}$ と雇用者の年間実労働時間 $H_{E,i}^{SNA}$ <sup>9</sup>の比率」と等しいという仮定を置く。

$$(2式) \quad \frac{H_{S,i}}{H_{E,i}^{SNA}} = \frac{H_{S,i}^{ESS}}{H_{E,i}^{ESS}}$$

$H$ は労働時間、 $i$ は産業、 $s$ は自営業主等、 $E$ は雇用者、  
ESSは就業構造基本統計、SNAはJSNAベースを示す。

この仮定から、(3式)により、JSNAと整合的な形で、仕事ベースの本業・副業を合わせた自営業主等の年間実労働時間 $H_{S,i}$ を計算する。

$$(3式) \quad H_{S,i} = \frac{H_{S,i}^{ESS}}{H_{E,i}^{ESS}} \times H_{E,i}^{SNA}$$

また、こうして得られた自営業主等と雇用者の年間実労働時間を統合し、就業者の年間実労働時間についても計算する。

なお、就業構造基本統計は5年ごとの統計であり、最近の調査年は2007、2012年である（以下、ベンチマーク年という）。このため、補間年（2008～2011年等）については、ベンチマーク年における就業構造基本統計の「仕事ベースの本業のみの自営業主等と雇用者の労働時

<sup>7</sup> オーストラリアでは時間数ではなく指数として公表されている。

<sup>8</sup> アメリカの商務省経済分析局（BEA）が公表する国民所得・生産勘定（NIPA）には、労働時間に関しては“Table 6.9. Hours Worked by Full-Time and Part-Time Employees by Industry”という勘定表がある。

<sup>9</sup> 仕事ベースの本業・副業合計の雇用者の年間実労働時間は、JSNAで推計しているベースのもの。

間の比率」 $\frac{H_{S,i}^{ESS}}{H_{E,i}^{ESS}}$ を等差補間した上で、(3式)により、この比率に、各年におけるJSNAの雇用者の年間実労働時間 $H_{E,i}^{SNA}$ を乗じて、JSNAと整合的な形で自営業主等の年間実労働時間 $H_{S,i}$ を求めることとする<sup>10</sup>。

## (2) 暫定的試算の結果

一国全体では、雇用者の仕事ベース一人当たり年間実労働時間が2000年代半ば以降の平均で1,800時間程度であるのに対して、自営業主等のそれは1,970時間程度と試算された。

また、産業別にみると、卸売・小売業、飲食・宿泊業を含むサービス業、農林水産業、建設業等では自営業主等の年間実労働時間が雇用者のそれを上回る一方、不動産業等では自営業主等の年間実労働時間が雇用者のそれを下回った<sup>11</sup>。

なお、一国全体の労働生産性上昇率について、分母の労働投入量（年間の総実労働時間）を、現行JSNAの公表値で得られる雇用者ベースで見たものと、今回暫定試算を行った自営業主等の労働時間を反映した就業者ベースで見たものと比較した場合、就業者ベースで計算した労働生産性上昇率の方が、自営業主等の人数の減少傾向を反映して、雇用者ベースのそれを上回る結果となった。

## 5. 留意点と今後の方向性

今回、自営業主等の試算のための基礎統計として用いた「就業構造基本統計」については、主に以下の留意点がある。

- ・5年ごとの調査であり、補間年において自営業主等と雇用者の労働時間の関係が大きく変化した場合にその動きを捉えることができない。
- ・同統計から得られる産業別の自営業主等と雇用者の労働時間比率は、本業分のみで副業分を含まないものであることから、産業によっては過大／過小推計となりうる<sup>12</sup>。

今後は、産業別の基礎資料等の利用可能性も精査しつつ、4.(1)の手法を基本に、次回基準改定以降できるだけ早期に、自営業主等及びこれを含む就業者の年間実労働時間をJSNA年次推計の参考系列として提供していくことを目指す。

<sup>10</sup> JSNAの確報の最新年が2012年であるため、ここでは延長年（2013年以降）については触れていないが、延長年については、例えば、直近ベンチマーク年（上記の場合2012年）の就業構造基本統計の「仕事ベースの本業のみの自営業主等と雇用者の労働時間の比率」を一定として試算することが考えられうる。

<sup>11</sup> なお、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者については自営業主等は存在しないので、試算の対象とはしていない。

<sup>12</sup> 例えば、副業だと本業に比べ、自営業主等の労働時間が雇用者のそれよりも相対的に短いようなケースでは、自営業主等の労働時間を過大推計することになる。

表 労働時間に係る各種基礎統計の概要

統計名	毎月勤労統計	賃金構造基本統計	労働力統計	国勢統計	就業構造基本統計
担当省	厚生労働省	厚生労働省	総務省	総務省	総務省
調査対象	事業所(常用労働者5人以上の事業所(抽出された3.3万事業所))	事業所(常用労働者5人以上の事業所(抽出された7.8万事業所))	世帯(約4万世帯)	世帯(全数)	世帯(約47万世帯)
(対象外産業)	農業、林業、漁業、公務、サービス業(うち家事サービス業、外国公務)	農業、林業、漁業、公務、サービス業(うち家事サービス業、外国公務)	—	—	—
周期	毎月	1年	毎月	5年(西暦の末尾0、5の年)	5年(西暦の末尾2、7の年)
調査期間	末日現在の1か月の状況	6月1か月の状況	末日に終わる1週間	9月末1週間	ふだんの就業状態
カバーする就業者					
雇用者	○	○	○	○	○
家族従業者(有給)					
家族従業者(無給)	×	×	○	○	○
自営業主	×	×	○	○	○
就業者数のカウントが人ベース/仕事ベース	仕事ベース	仕事ベース	人ベース	人ベース	仕事ベース※
労働時間の定義	月間 実労働時間(所定内+所定外労働時間)	月間 実労働時間(所定内+超過実労働時間)	週間 就業時間	週間 就業時間	週間 就業時間
副業の労働時間の扱い	○	○	○	○	×
備考	副業は仕事ベースで1人として各産業の雇用者に含まれており、その労働時間も同様	副業は仕事ベースで1人として各産業の雇用者に含まれており、その労働時間も同様	副業も含めた週間就業時間の合計として調査されるため、各労働者の本業の産業の労働時間として記録	副業も含めた週間就業時間の合計として調査されるため、各労働者の本業の産業の労働時間として記録	本業の週間就業時間のみ調査(副業の就業時間は調査されていない)
	年1回の特別調査において、常用労働者1~4人の事業所について捕捉	超過実労働時間は、管理職で超過実労働時間数に応じた賃金が支払われていない場合及び給与が年俸制で支払われている場合は、捕捉されない		就業時間は、昭和25、35、平成12、17年調査のみ	1年間の就業日数が200日未満については、「だいたい規則的」に働いている者について週間就業時間を調査

※:就業構造基本調査の公表ベースの就業者数は「人ベース」だが、副業者数を用いて、「仕事ベース」に換算できる。